

【地域子ども・子育て支援事業】

子ども・子育て支援新制度では、すべての子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する、地域子ども・子育て支援事業があります。地域子ども・子育て支援事業は、以下の13の事業を指します。

（１）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う拠点となるものを指します。

山北町では、子育て支援センターを健康福祉センターに設置（運営は民間委託）し、子育て支援拠点としての機能を果たしています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	5,901人	4,805人	3,994人	4,221人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【資料：福祉課】

（２）預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

預かり保育とは、幼稚園開園時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて幼稚園在園児のうち希望者を対象に行われる教育活動を指します。

山北町では、平成28年度まで3つある幼稚園すべてで3月を除く開園日（ただし実施日は月により異なる）で預かり保育を実施してきました。平成29年度からは2つの幼稚園と1つの認定こども園で実施しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数（幼稚園）	580人	595人	320人	283人
延べ利用人数（認定こども園）			684人	618人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【資料：学校教育課・福祉課】

(3-1) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）

一時預かり事業とは、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して行われる保育事業を指します。

山北町では、平成29年度から認定こども園で実施しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数			52人	17人
実施か所数			1か所	1か所

【資料：福祉課】

(3-2) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）とは、乳幼児や小学生の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を指し、山北町では、民間事業者により、本事業を実施しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	717人	658人	615人	716人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【資料：福祉課】

(3-3) 夜間養護等事業（トワイライトステイ）

夜間養護等事業（トワイライトステイ）とは、母子家庭等の保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日に勤務等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かる事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

(4) 病児保育事業

病児保育事業とは、保護者が就労している場合等に、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・診療所や、看護師等を配置し、専用の静養スペースを備える保育所において病気の児童を一時的に保育する事業を指します。

平成30年度から開成町で実施しており、広域での利用が可能になっています。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数				2人
実施か所数				1か所

【資料：福祉課】

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者から、その利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整をする事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

(6) 妊婦健康診査

妊婦健康診査とは、母子保健法第13条に基づき、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

山北町では、妊婦健康診査（14回分）の費用を補助する制度があり、母子健康手帳交付時に健康診査の受診を促しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数	71人	66人	62人	37人

【資料：保険健康課】

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業とは、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業を指します。

山北町では、妊婦・産婦・新生児・乳幼児を訪問して健康管理について、赤ちゃんが生まれてから安心して育児が始められるよう、保健師が家庭を訪問して健康管理等についての相談を受けています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	43人	35人	32人	32人

【資料：保険健康課】

(8) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助を行う事業を指します。

山北町では、平成30年度から本格的に実施しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数		4人	0人	25人

【資料：保険健康課】

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後（放課後）に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図る事業を指します。

山北町では、川村小学校の余裕教室を利用して平成25年度から「やまきた児童クラブ」を設置、運営しています。（平成24年度以前は民間事業者により実施）

利用者数の増加に伴い、平成30年度から定員を110名に増やして対応しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	70人	70人	70人	110人
登録人数	62人	79人	87人	93人

【資料：福祉課】

クラブ名	やまきた児童クラブ
実施場所	山北1002番地（山北町立川村小学校内）
開所年度	平成25年度
保育面積	222.29㎡（3部屋）
開所時間	平日 放課後～19:30 土曜等 7:30～19:30
対象児	小学校1年生～6年生
定員	110名

(10) 延長保育事業

延長保育事業とは、就労形態の多様化や、長時間の通勤に伴い、保護者が児童を入所させている保育所の開所時間を超えて保育を希望する場合に、開所時間の前・後の時間に延長して保育を行う事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

(11) 短期入所生活援助（ショートステイ）

短期入所生活援助（ショートステイ）とは、母子家庭等の保護者が、疾病、就労、その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期間入所（原則7日間）させ、生活援助を行う事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

【その他の子育て関連事業・取組み】

●放課後子ども教室

放課後子ども教室とは、文部科学省及び厚生労働省の連携のもと、平成19年3月に定められた放課後子どもプラン推進事業に位置付けられた事業で、全ての児童を対象に、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ等を通じ、児童の異年齢交流や、健やかに育つ環境づくりを図ることを目的として実施しています。

国による放課後子ども総合プランにおいては、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との連携が適切とされており、山北町でも、放課後子ども教室とやまきた児童クラブの両方に児童を登録させることを勧奨する等、双方の事業が連携をしつつ実施しています。

本事業における過去4か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
川村小登録児童	100人	105人	109人	132人
三保小登録児童	設置なし	21人	17人	16人
合計	100人	126人	126人	148人

【資料：生涯学習課】

●乳幼児健康診査・乳幼児ニコニコ相談

3か月児、お誕生日前（10～11か月児）、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に健診を実施しています。お誕生日前健診は医療機関への委託による個別健診で、その他は健康福祉センターにおいて集団で実施しています。健診の周知は、町配付の健康カレンダー（町民カレンダーの巻末）や広報、個別通知によって行われ、受診率は90%以上で推移しています。未受診の方には訪問等により受診を促しています。

また、計測・栄養・発育相談や助産師による母乳相談を毎月1回（第2金曜日）に行う、乳幼児ニコニコ相談もあります。

●ママ・パパクラス（マタニティー教室）

妊婦やその家族を対象に、妊娠中の過ごし方から育児についての知識の普及を目的として、ママ・パパクラスを松田町と合同で実施しています。同時期に出産を迎える妊産婦とその家族の仲間づくりを目的として経産婦も受講し、身近な経験談を聞くこともできます。

●予防接種

健康カレンダーや、赤ちゃん訪問で手渡している冊子「予防接種と子どもの健康」により、予防接種の必要性の周知を行っています。それぞれ、対象年齢で接種した場合、費用は無料（町負担）となります。対象としている予防接種は次のとおりです。

予防接種名…BCG、四種混合、二種混合、麻しん・風しん混合、B型肝炎、
日本脳炎、子宮頸がん、H i b（ヒブ）、小児用肺炎球菌、水痘

●キッズ・カーニバル

子育ての応援をしている団体が協力して、福祉・教育関係、各地域組織団体との共催により、キッズ・カーニバルを平成12年から実施しています。

キッズ・カーニバルは、様々な遊びのコーナーやいくみ会による調理実習、歯科健診など、就学前の子どもだけでなく、家族皆で楽しめる内容を目指しています。

●出産育児一時金

国民健康保険・健康保険の被保険者、または、被保険者の被扶養者である配偶者が子どもを出産した場合に、出産育児一時金として420,000円を支給します。

●出産祝い金

子どもを出産した世帯を対象に、その子が、第1子は30,000円、第2子・第3子は50,000円、第4子以降の場合は100,000円の祝い金を支給します。ただし、出産後も町内に1年以上居住することが条件となります。

●紙おむつ支給事業

子どもを養育する世帯を対象に、子どもが2歳に達するまでを申請期間として、このうち、18か月分の紙おむつの購入費を助成する事業で、発行する紙おむつ券により、月額上限2,400円＋消費税分の紙おむつを支給します。

●民生委員児童委員協議会

35名の民生委員児童委員(民生委員は児童委員を兼ねる)と2名の主任児童委員(主に子どもに関することを担当)により協議会が構成され、育児にまつわる様々な相談に応じています。月1回の心配ごと相談の実施や、情報提供による支援をするため、必要に応じて関係機関につながっています。このほか、子育て支援ガイドブック等を作成・配付するとともに、子育て支援への協力を努めています。

●健康普及員

自治会から推薦された38名の健康普及員により、住民自らが健康を守り育て、地域に根づいた健康運動を展開するために活動しています。保健衛生に関する知識の普及や健康づくり運動の実施の協力、各種保健指導、健康診査の受診勧奨等を行っています。

●子育て世代包括支援センター「すこやか」

安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てができるように、きめ細かく切れ目のない支援をする相談窓口として、平成29年10月より山北町健康福祉センター1階に『山北町子育て世代包括支援センター「すこやか」』を開設しています。産前産後のからだのこと、こころのこと、育児のことなどの相談に保健師が対応しています。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

山北町における教育・保育の提供区域については、山北町全域（行政区）とし、町外児童の受委託については、当該市町村と都度協議することとします。

2 保育の必要性の事由と認定区分

児童の年齢及び保育の必要性に応じて3つに区分して認定します。さらに、2号認定及び3号認定については、長時間（主にフルタイム就労を想定）及び短時間（主にパートタイム就労を想定）の2区分で保育必要量を認定することになります。

旧制度における「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令)	新制度における「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則)
<p>以下の①と②の両方を備えることが保育の実施条件</p> <p>①次のいずれかの事由に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間労働することが常態 ・ 妊娠、出産 ・ 保護者の疾病、障がい ・ 同居の親族を常時介護 ・ 災害復旧中 ・ その他、上記に類する状態にある <p>かつ</p> <p>②同居の親族その他の者が保育することができない</p>	<p>以下のいずれかに該当することが保育の実施要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労（居宅内労働を含む） ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。（短時間の就労は除く） ○ 妊娠、出産 ○ 保護者の疾病、障がい ○ 同居又は長期入院している親族の介護、看護 ○ 災害復旧中 ○ 求職活動中（起業準備を含む） ○ 就学（職業訓練を含む） ○ 虐待やDVのおそれ ○ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 ○ その他、上記に類する状態にあって市町村長が認める場合 <p>※同居の親族その他の者が保育することができる場合、保育の実施の優先度を調整することが可能</p>

<認定区分>

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間(11時間)	/		
		保育短時間(8時間)			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間(11時間)	1号認定	教育標準時間(3～4時間)	
		保育短時間(8時間)			

3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策

(実施内容及び実施時期の目標)

子ども・子育て支援法の本格施行にあたり、幼稚園・保育所及び子育て支援事業は、その必要量に応じた適切な供給量とすることが必要です。必要量の見込みを算出するにあたっては、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に、アンケート調査を実施しています。この調査結果とこれまでの各事業の利用実績を分析し、計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間の幼児期における学校教育・保育のニーズ量の見込みを算出しました。この、ニーズ量の見込みと山北町の現在の状況を照らし合わせ、提供されるべき教育・保育サービスの確保方策(実施内容及び実施時期の目標)を設定しています。

なお、ニーズ量の見込みについては、国により示された手法(全国共通)に則り算出し、これを基に、山北町子ども・子育て会議で審議され、確定した確保方策を講じていくこととなります。

以下の項目からは、各事業のニーズ量の見込みと確保方策を表にしたものを見ていくこととなります。ここで明らかになるのは、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値と同等か下回るようであれば適正な状態であると言えます。逆に、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値を上回るようであれば、サービス供給量が不足していることを示し、解消策を講じるべき状態にあると言えます。

4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策

まず、教育・保育については、ニーズが幼稚園・保育所の定員を下回る状況が続いており、さらには、今後、児童人口は減少していくことが見込まれるため、確保方策は現段階で充足していると言え、さらなる整備は不要であると言えます。

次に、幼稚園・保育所に代わる低年齢児の受け皿となる地域型保育事業については、既存幼稚園・保育所の充足率が低いことや、ニーズそのものがないことにより、当面、確保方策は不要とします。

第1期計画期間では、幼稚園・保育所の定員割れの状況を鑑み、既存施設の有効利用や集団保育・異年齢交流の優位性を検討しつつ、幼稚園と保育所の一体化による幼保連携型認定こども園を設置しました。

教育・保育の質に関しては、障害児保育や産休・育休の保育利用、預かり保育等の現在実施している事業の縮小はせず、維持もしくは拡充を図るよう、努めていきます。

第4章 施策の展開

(単位：人)

年度		令和2年度							
		1号	2号		3号		合計		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳		小計	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外					
①ニーズ量の見込み		42	27	72	25	40	65	206	
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	30	30	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0	/	/	/	/	140
		保育所	/	/	80	10	30	40	120
	地域型保育事業	家庭的保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		小規模保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		事業所内保育事業	/	/	/	0	0	0	0
	認可外保育施設		/	/	/	/	/	/	0
合計		170	30	160	25	75	100	460	
②-①		128	3	88	0	35	35	254	

(単位：人)

年度		令和3年度							
		1号	2号		3号		合計		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳		小計	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外					
①ニーズ量の見込み		35	22	59	23	41	64	180	
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	31	29	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0	/	/	/	/	140
		保育所	/	/	80	10	30	40	120
	地域型保育事業	家庭的保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		小規模保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		事業所内保育事業	/	/	/	0	0	0	0
	認可外保育施設		/	/	/	/	/	/	0
合計		171	29	160	25	75	100	460	
②-①		136	7	101	2	34	36	280	

(単位：人)

年度			令和4年度					合計	
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			
			3~5歳	3~5歳 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1~2歳		小計
①ニーズ量の見込み			32	21	54	22	39	61	168
②確保 方策	教育・ 保育施設	認定こども園	31	29	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0	/	/	/	/	140
		保育所	/	/	80	10	30	40	120
	地域型 保育事業	家庭的保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		小規模保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		事業所内保育事業	/	/	/	0	0	0	0
	認可外保育施設		/	/	/	/	/	/	0
合計		171	29	160	25	75	100	460	
②-①			139	8	106	3	36	39	292

(単位：人)

年度			令和5年度					合計	
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			
			3~5歳	3~5歳 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1~2歳		小計
①ニーズ量の見込み			31	20	53	21	37	58	162
②確保 方策	教育・ 保育施設	認定こども園	32	28	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0	/	/	/	/	140
		保育所	/	/	80	10	30	40	120
	地域型 保育事業	家庭的保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		小規模保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	/	/	/	0	0	0	0
		事業所内保育事業	/	/	/	0	0	0	0
	認可外保育施設		/	/	/	/	/	/	0
合計		172	28	160	25	75	100	460	
②-①			141	8	107	4	38	42	298

(単位：人)

年度		令和6年度						合計	
		1号	2号		3号				
教育・保育施設 地域型保育事業		3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳	小計		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外					
①ニーズ量の見込み		31	20	53	19	35	54	158	
②確保 方策	教育・ 保育施設	認定こども園	33	27	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0					140
		保育所			80	10	30	40	120
	地域 型 保育 事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
合計		173	27	160	25	75	100	460	
②-①		142	7	107	6	40	46	302	

【保育利用率の目標値】

保育利用率とは、満3歳未満の子どもの保育利用児童数に対する3号認定子どもの利用定員数の割合を言います。計画期間内の各年度における目標は、次のとおりです。

割合が100%より低いのであれば、定員内で充足している状況にあることを示します。本町の場合は、児童人口が減少傾向にあるものの、働く意向のある女性が増えつつあり、利用予定の3歳未満児のニーズ量見込みは、人口が減少傾向にあることや、すべての子どもが保育を希望するものではないことを考慮すると、十分な受け皿が確保できていると言えます。

また、近年、全国的に問題となっている保育所入所待機児童については、山北町で発生することは極めて少なく、発生するケースとしては、保育従事者の不足に起因するものです。今後は広域入所の基準を見直す等、町民優先を明確化し、一方で施設定員は十分に確保されている状況であることから、今後のニーズ量も定員を下回る見込みであるので、過大な目標は設定する必要はなく、児童の人口に応じて、定員数の維持又は縮小に目標を設定するのが妥当です。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定定員	100人	100人	100人	100人	100人
3歳未満児	65人	64人	61人	58人	54人
割合	65.0%	64.0%	61.0%	58.0%	54.0%

就学前児童数及び教育・保育のニーズ量見込みに対する確保方策

年 度	第1期計画（実績値）					第2期計画（見込み値） ※1				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 幼保施設定員 ※2 ※3	550	550	460	460	460	460	460	460	460	460
岸幼稚園 (1号) 3～5歳	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
三保幼稚園 (1号) 3～5歳	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
やまきたこども園 (1号) やまっこ園舎 3～5歳	140	140	60	60	60	60	60	60	60	60
やまきたこども園 (2号) やまっこ園舎 3～5歳	*63	*63	80	80	80	80	80	80	80	80
向原保育園 (2号) 3～5歳	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
やまきたこども園 わかば園舎 (3号) 1・2歳	*20	*20	45	45	45	45	45	45	45	45
やまきたこども園 わかば園舎 (3号) 0歳	*7	*7	15	15	15	15	15	15	15	15
向原保育園 (3号) 1・2歳	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
向原保育園 (3号) 0歳	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
清水保育園 (2号) 3～5歳	44	44	/	/	/	/	/	/	/	/
清水保育園 (3号) 1・2歳	16	16	/	/	/	/	/	/	/	/
B 就学前児童数	395	361	349	309	290	256	229	214	206	201
5歳児	73	53	75	58	71	62	47	38	35	37
4歳児	55	77	58	71	63	48	39	36	38	37
3歳児	77	58	70	62	47	38	36	38	37	35
2歳児	58	67	63	45	37	35	37	36	34	32
1歳児	69	63	44	39	35	37	36	34	32	30
0歳児	63	43	39	34	37	36	34	32	30	30
C 入園児童数 ※4	236	222	247	231	225	206	180	168	162	158
1号 教育認定子ども (3～5歳)	87	90	93	73	56	42	35	32	31	31
【入園児童数の構成比】	36.9%	40.5%	37.7%	31.6%	24.9%	20.4%	19.4%	19.0%	19.1%	19.6%
2号 (保育コース) 保育認定子ども (3～5歳) (教育コース)	96	82	96	111	114	72	59	54	53	53
【入園児童数の構成比】	40.7%	36.9%	38.9%	48.1%	50.7%	48.1%	45.0%	44.6%	45.1%	46.2%
3号 保育認定子ども (1～2歳)	42	43	53	39	42	40	41	39	37	35
【入園児童数の構成比】	17.8%	19.4%	21.5%	16.9%	18.7%	19.4%	22.8%	23.2%	22.8%	22.2%
3号 保育認定子ども (0歳)	11	7	5	8	13	25	23	22	21	19
【入園児童数の構成比】	4.7%	3.2%	2.0%	3.5%	5.8%	12.1%	12.8%	13.1%	13.0%	12.0%
充足率 (=B/A)	71.8%	65.6%	75.9%	67.2%	63.0%	55.7%	49.8%	46.5%	44.8%	43.7%
利用率 (=C/B)	59.7%	61.5%	70.8%	74.8%	77.6%	80.5%	78.6%	78.5%	78.6%	78.6%

※1 第2期計画の値は、平成30年度に実施したアンケート調査結果を、国が示す算出方法に当てはめて算出された値。

※2 幼保施設とは、岸幼稚園、三保幼稚園、やまきたこども園、向原保育園の4園を指す。清水保育園は平成28年度をもって廃園。

なお、やまきたこども園の開設は平成29年度のため、平成27年度・平成28年度は山北幼稚園・わかば保育園の定員をそれぞれ記載。*

※3 1号：3～5歳の教育認定子ども（幼稚園籍） 2号：3～5歳の保育認定子ども（保育園籍） 3号：0～2歳の保育認定子ども（保育園籍）

※4 入園児童数は、他市町村への委託児童を含み、他市町村からの受託児童を除いた値。

5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、既に子育て支援センターを運営しているところであり、ニーズに据えていると言えます。また、ニーズ量も、児童人口に伴って減少傾向を見込んでおり、過度の整備は不要の状況であるとも言え、現状維持を基本に、状況に応じて要否の検討をしていきます。

なお、本事業は相談支援を主たる業務としているため、定員の概念はありません。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	567	584	571	554	534
②計画値(か所)	1	1	1	1	1
③実績値(人日)	492	400	333	352	277
④実績値(か所)	1	1	1	1	1

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑤ニーズ量の見込み(人日)	351	351	332	332	312
⑥確保方策(人日)	507	494	470	467	441
⑦確保方策(か所)	1	1	1	1	1
⑥－⑤(人日)	156	143	138	135	129

(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）については、山北町のすべての幼稚園及び認定こども園で実施してきました。保育認定子どもの比率の増加により、減少傾向にあります。確保方策は、これまでの実績をベースに児童人口の減少に伴って減少させる方向で調整します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	620	620	620	600	600
②実績値(人日)	320	595	1,004	901	182
①－②	300	25	△384	△301	418

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)	176	172	168	164	159
④確保方策(人日)	360	360	360	360	360
④－③	184	188	192	196	201

(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等

幼稚園在園児対象型を除く保育所等での一時預かりや、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイは、同様の事業の性格となっているため、ニーズ量に対して3つの受け皿で対応することとなります。

山北町では、ファミリー・サポート・センター事業を既の実施しており、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに、児童人口の減少に伴って減少させる方向で調整します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値 (人日)	一時預かり事業	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	720	720	720	700	700
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
②実績値 (人日)	一時預かり事業	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	717	658	615	716	616
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
①－②		3	62	105	△16	84

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)		614	607	584	575	550
④確保方策 (人日)	一時預かり事業	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	614	607	584	575	550
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
④－③		0	0	0	0	0

(4) 病児保育事業

病児保育事業については、平成30年度から開成町で実施しており、広域での利用が可能になっています。今後、利用の増加が見込まれることから、広域での連携を深めていきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値 (人日)	病児保育事業	0	27	27	26	26
	ファミリーサポートセンター (病児緊急対応強化型)	0	0	0	0	0
②実績値 (人日)	病児保育事業	—	—	—	2	6
	ファミリーサポートセンター (病児緊急対応強化型)	0	0	0	0	0
①－②		—	—	—	24	20

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)		10	10	10	10	9
④確保 方策 (人日)	病児保育事業	10	10	10	10	9
	ファミリーサポートセンター (病児緊急対応強化型)	0	0	0	0	0
④－③		0	0	0	0	0

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業については、平成30年度に設置した子育て世代包括支援センター「すこやか」で対応しています。今後も、子育て世代包括支援センターで実施していきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(か所数)		0	0	0	0	0
②実績値(か所数)		—	—	—	1	1
①－②		0	0	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(か所数)		1	1	1	1	1
④確保方策(か所数)		1	1	1	1	1
④－③		0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、医療機関と連携して既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要なに応じて調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	100	100	100	100	100
②実績値(人)	71	66	62	37	35
①－②	29	34	38	63	65

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	34	34	32	32	30
④確保方策(人)	40	40	40	40	40
④－③	6	6	8	8	10

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）については、町職員（保健師含む）による直営で既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要なに応じて調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	70	70	70	70	70
②実績値(人)	43	35	32	32	35
①－②	27	35	38	38	35

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	34	34	32	32	30
④確保方策(人)	40	40	40	40	40
④－③	6	6	8	8	10

(8) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、町職員（保健師含む）による直営で既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要なに応じて調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	0	0	0	0	0
②実績値(人)	0	4	4	2	1
①-②	0	△4	△4	△2	△1

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	3	3	3	3	3
④確保方策(人)	5	5	5	5	5
④-③	2	2	2	2	2

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、既の実施している事業であり、ニーズに
 応えていると言えます。利用は登録制であり、その形態は、毎日利用や週に数回利用というように利用
 者の希望が様々ですので、面積基準に従い、一日あたりの利用者が定員を超えなければ適正な状態にあ
 ります。

山北町においては、対象学年を小学校4年生までとしていたものを小学校6年生までに拡充しており、
 増加を見込んだニーズに対応するよう、平成30年度には定員数も110人に拡充し、対応しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①計画値(人)	70	70	70	70	70	
② 実績値	利用人数(人)	62	79	87	93	109
	定員数(人)	70	70	70	110	110
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
①-②(定員数)	8	△9	△17	△23	△39	

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
③ ニーズ 量の 見込み (人)	1年生	30	30	30	30	30
	2年生	25	25	25	23	23
	3年生	20	20	20	18	18
	4年生	15	15	15	13	13
	5年生	10	10	10	8	8
	6年生	10	10	10	7	7
	合 計	110	110	110	99	99
④確保 方策	定員数(人)	110	110	110	110	110
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
④(定員数)-③	0	0	0	11	11	